

議案第 56 号

日出町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

日出町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 元 年 9 月 3 日 提 出

日出町長 本 田 博 文

日出町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

日出町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 27 年日出町条例第 30 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 の 1 の項右欄中第 2 号を第 3 号とし、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

- (2) 災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）による罹^り災証明書に関する情報（以下「罹災証明書関係情報」という。）であって規則で定めるものの

別表第2中15の項を19の項とし、12の項から14の項までを4項ずつ繰り下げ、同表の11の項中欄中「の支給又は」を「若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は」に改め、同項右欄を次のように改める。

(1) 罹災証明書関係情報であって規則で定めるもの
(2) 療育手帳関係情報であって規則で定めるもの

別表第2中11の項を15の項とし、10の項を14の項とし、9の項を13の項とし、同表の8の項右欄を次のように改める。

(1) 罹災証明書関係情報であって規則で定めるもの
(2) 介護サービス等利用者負担軽減に関する情報であって規則で定めるもの

別表第2中8の項を12の項とし、7の項を10の項とし、同項の次に次の1項を加える。

11 町長	母子保健法（昭和40年法律第141号）による費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	罹災証明書関係情報であって規則で定めるもの
-------	---	-----------------------

別表第2中6の項を9の項とし、5の項を7の項とし、同項の次に次の1項を加える。

8 町長	老人福祉法（昭和38年法律第133号）による費用	罹災証明書関係情報であって規則で定めるもの
------	--------------------------	-----------------------

	の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	
--	-----------------------	--

別表第2の4の項右欄を次のように改める。

(1) 罹災証明書関係情報であって規則で定めるもの
(2) 療育手帳関係情報であって規則で定めるもの

別表第2中4の項を6の項とし、3の項を5の項とし、同表の2の項右欄第1号中「(昭和25年法律第226号)」を削り、同欄中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 罹災証明書関係情報であって規則で定めるもの

別表第2中2の項を4の項とし、1の項の次に次の2項を加える。

2 町長	身体障害者福祉法による障害者福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	罹災証明書関係情報であって規則で定めるもの
3 町長	地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による	罹災証明書関係情報であって規則で定めるもの

	地方税の賦課徴収 に関する事務であ って規則で定める もの	
--	--	--

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和元年１０月１日から施行する。
(日出町介護保険条例の一部改正)
- 2 日出町介護保険条例（平成１２年日出町条例第３号）の一部を次のように改正する。

第１０条第２項及び第１１条第２項に次のただし書を加える。

ただし、町長は、当該書類により証明すべき事実を公簿によって確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。